5. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、59ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」 をご参照ください。

(1) 自己資本の構成に関する事項

理する	経過措置による不算人額	本年度 14,864 1,776 - 13,222 125 △9 135 135	経過措置による不算入額
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 1,791 うち、出資金および資本準備金の額 1,791 うち、利益剩余金の額 - うち、利益剩余金の額 13,124 うち、外部流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額 13,124 うち、上記以外に該当するものの額 132 うち、一般賃貸引当金および相互援助積立金コア資本算人額 132 うち、一般賃貸引当金および相互援助積立金コア資本算人額 132 うち、一般賃貸引当金および相互援助積立金コア資本算人額 132 うち、一般賃貸引当金および相互援助積立金コア資本算人額 132 うち、一般賃貸引当金および相互援助積立金コア資本算人額 132 うち、一般賃貸引当金およの相互援助積立金コア資本算人額 132 うち、一般買出当資金の額 - うち、日本に該当するもの額 1 - 一		1,776 - 13,222 125 △9 135	
75、出資金および資本準備金の額		1,776 - 13,222 125 △9 135	
うち、科部織田予定額 (公) 13,124 5ち、利益剰余金の額 13,124 5ち、利益剰余金の額 144 5ち、上記以外に該当するものの額 27 27 27 26 26 26 27 28 28 28 29 28 28 29 29		- 13,222 125 △ 9 135	
3.124 うち、外部流出予定額 (△)		125 △ 9 135	
3も、外部流出予定額 (△) 3・人・下記以外に該当するものの額 3・2 3・元・一般質例引当金および相互援助権立金コア資本算人額 132 3・し・一般質例引当金および相互援助権立金コア資本算人額 3・2 3・し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		125 △ 9 135	
○方ち、上記以外に該当するものの額		△ 9 135	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 132 うち、一般質例引当金および相互援助積立金コア資本算入額 132 うち、適格引当金コア資本算入額 一適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 一方ち、口味出資金の額 一方ち、上記以外に該当するものの額 一方ち、上記以外に該当するものの額 一方ち、上記以外に該当するものの額 一方ち、上記以外に該当するものの額 一方ち、上記以外に該当するものの額 一方も、上記以外に該当するものの額 一方も、上記以外に該当するものの額 一方も、上記以外に該当するもの額 一方も、上記以外に該当するもの額 一方本に係る基礎項目の額に含まれる額 14,895 17資本にかかる課盤項目 14,895 17資本にかかる課盤項目 14,895 17資本にかかる課盤項目 14,895 17資本にかかる課盤項目 14,895 17資本にかかる課盤項目 14,895 17資本にかかる課盤項目 14,895 17資本にかかる課金目の額 一方も、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 一方も、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 一方も、のれんおよびモーケージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 一適符引当金不足額 一方も、のれんおよびモーケージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 一直発作取引に伴い増加した自己資本に相当する額 一直対して申述を関係を表示で自己資本に算入される額 一直対して申述を関係を表示で計上されるものを除く。)の額 一直対して申述を対して申述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		135	
うち、一般質倒引当金および相互援助積立金コア資本算人額			
うち、適格引当金コア資本算人額		135	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - うち、回転出資金の額 - うち、上記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 14.895コア資本にかかる調整項目			
うち、日転出資金の額			
うち、上記以外に該当するものの額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本にかかる調整項目の額(イ) 14,895 コア資本にかかる調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 3 ラち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 - うち、のれんはびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 4 妊統金資産(一時差異に係るものを除く。)の額の合計額 3 繊延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 適格引当金不足額 - 直発作取引に伴い増加した自己資本に相当する額 - 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 - 前払年金費用の額 - 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 - ウち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - ラち、非延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - ラち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 - ラち、非延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - コア資本に係る15パーセント基準超過額 - コア資本に係る16パーセント基準超過額 - コア資本に係る16パーマント・カーアとのを含さいに関連するものの額 - コア資本に係る15パーマント・カービシング・ライツに係るものを除く) 3 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 14,892 フスク・アセット。額の合計額 - ラち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) - うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) - うち、無延税金資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) - うち、無延ればないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		_	
□ 宣本に係る基礎項目の額に含まれる額		_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額コア資本にかかる基礎項目の額(イ) 14,895 17資本にかかる基礎項目の額(イ) 14,895 17資本にかかる基礎項目の額(イ) 3 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 3 素延税金資産(一時差異に係るもの(のれん相当差額を含む)の額 - 5 あ、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 - 2 適格引当金不足額 - 2 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 4 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 1 前払年金費用の額 - 2 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 2 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 2 歩定項目に係る10パーセント基準超過額 - 3 ち、その他金融機関等の対象・普通出資等に該当するものに関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 カン、素延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 5 カン、非に係る15パーセント基準超過額 - 7 カン、非に係る15パーセント・サービシング・ライツに係るものを除く 5 カン、無が固定資産(ロ) (イ) - (ロ) (ハ) 14,892 コスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 - 78,071 ラン、無が固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 カン、無が固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 カン、無疑妊免資産 - 5 カン、無疑妊免資産 - 5 カン、無疑妊免資産 - 5 カン、無疑妊免疫産			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額コア資本にかかる基礎項目の額(イ) 14,895 17資本にかかる基礎項目の額(イ) 14,895 17資本にかかる基礎項目の額(イ) 3 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 3 素延税金資産(一時差異に係るもの(のれん相当差額を含む)の額 - 5 あ、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 - 2 適格引当金不足額 - 2 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 4 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 1 前払年金費用の額 - 2 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 2 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 2 歩定項目に係る10パーセント基準超過額 - 3 ち、その他金融機関等の対象・普通出資等に該当するものに関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 大・モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 5 カン、素延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 5 カン、非に係る15パーセント基準超過額 - 7 カン、非に係る15パーセント・サービシング・ライツに係るものを除く 5 カン、無が固定資産(ロ) (イ) - (ロ) (ハ) 14,892 コスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 - 78,071 ラン、無が固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 カン、無が固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 カン、無疑妊免資産 - 5 カン、無疑妊免資産 - 5 カン、無疑妊免資産 - 5 カン、無疑妊免疫産		_	
②本に係る基礎項目の額に含まれる額 14,895 17資本にかかる基礎項目の額 (イ) 14,895 17資本にかかる調整項目			
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ) 14,895 17資本にかかる調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 3 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 - うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 3 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 適格引当金不足額 -		_	
#形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 3 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額 5 ち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 3 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 6 点適格引当金不足額 7 点		15,000	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 3		13,000	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	E	1	1
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 3	5	1	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		_
適格引当金不足額	5	1	1
正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_		_
自債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 - 前払年金費用の額 - 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 - 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 - 予定項目に係る10パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 予定項目に係る15パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 3 1 2 1 2 1 2 1 2 3 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3	_		-
前払年金費用の額	-		-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 - 特定項目に係る10パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 一 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 一 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - 一 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - つ うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 3 1 1 2 3 2 4 5 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5	-		-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 - 特定項目に係る10パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 3 1 日ご資本 (イ) - (ロ) (ハ) 14、892 1 スク・アセットの額の合計額	-		_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 − 特定項目に係る10パーセント基準超過額 − うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 − うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 − うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 − うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 − うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 − うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 − っち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 − っち、繰延税金資産(一時差異に係るものに関連するものの額 − コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 自己資本の額 (イ) − (ロ)) (ハ) 14,892 コスク・アセットの額の合計額 ↑ うち、経過情報といましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	-	_	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 持定項目に係る15パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 3 1 1 2 3 2 4 5 5 5 6 6 6 7 8 9 7 9 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 9 9 9 9	-	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 3 ヨ己資本 自己資本の額 ((イ) − (ロ)) (ハ) 14,892 コスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 78,071 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △5,322 うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 うち、繰延税金資産 - □	-		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_		_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_		_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 3 自己資本 自己資本の額 ((イ) − (ロ)) (ハ) 14,892 Jスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 78,071 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △5,322 うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 うち、繰延税金資産 −			
自己資本 自己資本の額 ((イ) − (ロ)) (ハ) 14,892 Jスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 78,071 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △5,322 うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 うち、繰延税金資産 −			
自己資本の額 ((イ) − (ロ)) (ハ) 14,892 Jスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 78,071 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △5,322 うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 うち、繰延税金資産 −		1	
フスク・アセット等		11000	
信用リスク・アセットの額の合計額 78,071 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △5,322 うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 うち、繰延税金資産 −		14,998	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 5 うち、繰延税金資産 -		82,716	
うち、繰延税金資産 -		△2,652	
		1	
うち、前払年金費用			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △5,327		△2,654	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 -			
うち、上記以外に該当するものの額 -			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 5,320		5,198	
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (二) 83,392		87,915	
		01,915	
自己資本比率 自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) 17.85%			

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号) に基づき算出しています。
 - 2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便 手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 - 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

■自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額およびオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目(Tier I)	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本 準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目(Tier II)	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであ り、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価 証券等が該当します。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー (リスクを有する資産等) に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応する リスクの大きさに応じた掛目 (リスク・ウェイト) を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
クレジット・デリバティブ	第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
カレント・エクスポー ジャー方式	派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の1つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし〇を下回らない)をいい、「想定元本」とはデリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。
プロテクションの購入およ び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ (回避・低減) するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オンバランス取引の元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先 物、オプション、スワップ取引等が該当します。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	前年度			本年度			
区 分	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
我が国の中央政府 および中央銀行向け	5,532	_	_	6,428	_	_	
我が国の地方 公共団体向け	2,934	_	_	2,566	_	_	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け	601	20	0	601	20	0	
地方三公社向け	_	_	_	200	20	0	
金融機関および第一 種金融商品取引業者向け	173,114	34,622	1,384	170,933	34,186	1,367	
法人等向け	1,481	889	35	2,688	1,447	57	
中小企業等および 個人向け	4,320	2,477	99	5,305	3,179	127	
抵当権付住宅ローン	13,455	4,558	182	13,236	4,457	178	
不動産取得等事業向け	7,165	6,771	270	8,910	8,463	338	
3月以上延滞等	137	184	7	87	73	2	
信用保証協会等保証付	7,344	725	29	7,178	708	28	
共済約款貸付	20	_	_	22	_	_	
出資等	673	673	26	672	672	26	
他の金融機関等の 対象資本調達手段	8,765	21,912	596	8,765	21,912	876	
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	65	163	6	82	205	8	
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	_	_	-	_	-	_	
証券化	_	_	_	_	_	_	
経過措置によりリスク・ア セットの額に算入・不算入と なるもの	_	△ 5,322	△212	_	△ 2,652	△ 106	
上記以外	11,587	10,394	415	11,227	10,021	400	
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	_	_	-	_	_	_	
CVAリスク相当額÷8%	_	_	_	_	_	_	
中央清算機関関連エクスポー ジャー	_	_	_	_	_	_	
信用リスク・アセットの額の合計額	_	_	_	_	_	_	
合 計	237,202	78,071	3,122	238,906	82,716	3,308	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	額を8%で	ル・リスク相当 余して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	額を8%で降	ル・リスク相当 余して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
〈 基礎的手法 〉		5,320	212		5,198	207	
所要自己資本額計	(分母	Pセット等 t) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	(分母	Pセット等 t) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		83,392	3,335		87,915	3,516	

⁽注) 1.「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿い表示しています。

- 3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 4. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無 形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入したものが該当します。
- 5.「上記以外」には、現金、中小企業等および個人向け貸出金のうち小口分散基準に該当しない貸出金、その他の資産(固定資産等)が含ま れます。
- 6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

^{2. 「3}月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金 融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのこと です。

(3) 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算 出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたり、リスク・ウエイトの判定に使用する格 付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使 用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関						
株式会社格付投資情報センター(R & I)						
株式会社日本格付研究所(JCR)						
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)						
S&P グローバル・レーティング (S&P)						
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)						

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・ス コアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

				前年	F 度			本 年		単位:日万円)
	項	目	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	3月以上延滞 エクスポー ジャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	3月以上延滞 エクスポー ジャー
		農業	49	49	_	_	43	43	_	_
		林業	-	-	_	_	_	-	_	-
		水産業	_	_	_	_	_	_	_	_
		製造業	_	_	_	_	300	_	300	_
		鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_
		建設·不動産業	881	881	_	8	1,141	1,041	100	6
	法	電気・ガス・熱 供給・水道業	848	_	848	_	948	_	948	_
	人	運輸·通信業	727	26	701	_	1,620	17	1,603	_
		金融·保険業	173,215	_	100	_	171,033	_	100	_
		卸売・小売・飲食・サービス業	97	97	_	_	173	73	100	_
		日本国政府·地 方公共団体	8,467	529	7,937	_	7,899	362	7,537	_
		上記以外	0	_	_	0	1,100	4	_	0
		個 人	38,923	38,922	_	128	40,334	40,333	_	79
		その他	13,991	_	_	_	14,310	_	_	_
	業種別]残高計	237,202	40,506	9,587	137	238,906	41,874	10,690	87
		1年以下	173,867	251	501	/	172,228	312	982	
	1 4	F超3年以下	2,772	787	1,985		2,617	813	1,803	
	3 £	F超5年以下	2,997	1,324	1,672		3,557	1,181	2,375	
	5 £	F超7年以下	3,378	1,174	2,204		1,871	1,161	709	
	7年	F超10年以下	3,307	3,297	9		3,176	3,176	_	
		10年超	36,288	33,073	3,214		40,613	34,699	4,817	
	期限の	定めのないもの	14,590	597	_		14,842	529	_	
列	残存期間	別残高計	237,202	40,506	9,587		238,906	41,874	10,690	<u>/</u>

⁽注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
3. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
4. 当JAには、国外のエクスポージャーがないため、地域別の区分は省略しています。

③貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		Ī	前 年 度	<u>.</u>		本 年 度							
	区分	期首残高	期由維加類	期中派	域少額	期士辞宣	期	期由維加頻	期中派	域少額	期末残高		
			刑中归加領	目的使用	その他	朔 个 次 同	末残高 期首残高	朔日7 次 同 朔中相加朗	州中垣加領	目的使用	その他	为小汉回	
ĺ	一般貸倒引当金	148	132	_	148	132	132	135	_	132	135		
	個別貸倒引当金	133	115	9	124	115	115	121	_	115	121		

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

	(平匹・口)										. 11/4/1/			
					前年	F 度					本 年	F 度		
	区 分			個別貸倒引当金						個別貸倒引当金				
			期台建宣	期中増加額	期中派	載少額	期末残高	貸出金償却	期首残高	期由増加類	期中派	載少額	期末残高	貸出金償却
			别目/发问	为中相加识	目的使用	その他	别不没问		为日况间	为中归加识	目的使用	その他	别不残同	
		農業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		建設·不 動産業	12	0	9	3	_	_	_	6	1		6	_
	法人	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		運輸·通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		金融·保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		日本国政府· 地方公共団体	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_
		上記以外	0	_	_	_	0	_	0	-	_	_	0	_
		個人	120	115	0	120	115	_	115	114	_	115	114	_
	業種	重別計	133	115	9	124	115	_	115	121	_	115	121	_
0	EVITABLE FROM PARE ST. 154.1.4.4. BEERHOOF/MARKET PLAN													

⁽注) 当JAには、国外のエクスポージャーがないため、地域別の区分は省略しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

	G A		前 年 度			本 年 度	
	区分	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウエイト〇%	_	11,975	11,975	_	12,710	12,710
	リスク・ウエイト2%	_	_	_	_	_	_
	リスク・ウエイト4%	_	_	_	_	_	_
	リスク・ウエイト10%	_	7,452	7,452	_	7,280	7,280
効信	リスク・ウエイト20%	_	173,208	173,208	200	171,164	171,365
効果勘案後残高	リスク・ウエイト35%	_	13,024	13,024	_	12,734	12,734
家スカ	リスク・ウエイト50%	900	0	901	2,002	13	2,016
後り残削	リスク・ウエイト75%	_	3,295	3,295	_	4,222	4,222
高減	リスク・ウエイト100%	147	18,520	18,668	147	19,698	19,846
	リスク・ウエイト150%		5,056	5,056	_	0	0
	リスク・ウエイト200%	_	_	_	_	4,960	4,960
	リスク・ウエイト250%	_	3,625	3,625	_	3,771	3,771
	その他	_	_	_	_	_	_
リ	スク・ウエイト1250%	_	_	_	_	_	_
	合 計	1,048	236,158	237,207	2,351	236,556	238,907

⁽注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、 エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポー ジャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リ スク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用 しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手また は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が 国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、 国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与し ているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、 被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他 これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な 根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの 時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが、監視および管理 されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件を すべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用 後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを 行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

区分	前生	F 度	本 年 度			
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証		
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_		
我が国の政府関係機関向け	_	400	_	400		
地方三公社向け	_	_	_	100		
金融機関向けおよび	_					
第一種金融商品取引業者向け	_	_		_		
法人等向け	_	_	42	_		
中小企業等向けおよび個人向け	127	71	99	106		
抵当権付住宅ローン	_	_	_	_		
不動産取得等事業向け	1	_	0	_		
3月以上延滞等	_	_	_	_		
証券化	_	_	_	_		
中央清算機関関連	_	_	_	_		
上記以外	53	2	55	2		
合 計	182	475	197	609		

⁽注) 1. 「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿い表示しています。

^{2. 「3}月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向け および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

^{3. 「}上記以外」には、現金、中小企業等および個人向け貸出金のうち小口分散基準に該当しない貸出金、その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部 出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社お よび関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより 効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の 分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの 把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析お よびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成 するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門 は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売 買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を 行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協 議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関 連会社株式と、③系統および系統外出資は、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失 引当金の計上又は直接償却を実施し、②その他有価証券は時価評価を行った上で、取得原価との評価 差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等 重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

区分	前年	F 度	本 至	F 度	
	分	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	_	_	_	_
非	上場	9,438	9,438	9,437	9,437
合	計	9,438	9,438	9,437	9,437

⁽注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

	前 年 度			本 年 度			
売却益	売却損	償却額	売却益 売却損 償却額				
_	_	_	_	_	_		

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券とし ている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

前 年 度		本 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

⑤貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

前 年 度		本 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

(8) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが 存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリス ク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理規程」に定め、適切なリスク コントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として毎 月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出され る要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、 ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年) リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(△)

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会 に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

項目	前 年 度	本 年 度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 192	△ 621